

洞峰公園における民間活力導入に係るマーケットサウンディング調査 質疑応答

番号	質疑内容
①	Q 有料施設の収支状況の詳細を開示してもらいたい。
	A 別添①のとおり公表する。
②	Q 有料施設の稼働率を施設別を開示してもらいたい。
	A 別添②のとおり公表する。
③	Q スタジオは現指定管理者が増設したようだが、有料施設なのか。
	A 現指定管理者が設置許可により設置した有料施設。(収入上は自主事業収入に含まれている。)
④	Q プールや体育館等の大規模修繕の履歴や建物診断結果があれば開示してもらいたい。
	A 別添④のとおり公表する。
⑤	Q 現指定管理者は次期事業者公募の一応募者になり得るのか。
	A 可能。
⑥	Q 質問回答の開示後、回答内容によっては提案書の提出を辞退する場合があってもいいか。
	A 可能。
⑦	Q Park-PFIを導入する場合、指定管理期間満了時に合わせての導入を検討しているのか。
	A 指定管理期間満了時(令和4年3月末)に合わせての導入が望ましいと考えている。
⑧	Q 既存施設(プール、体育館、テニスコート等)について、新たな管理制度を導入する期間までに施設改修等の計画はあるか。
	A 大規模な改修計画は予定していない。
⑨	Q 店舗を誘致した場合、営業時間に規制はあるか。
	A 時間規制はない。
⑩	Q 敷地内にある建物の解体やランニングコース(園路)の撤去は可能か。可能な場合、費用負担はどのようになるか。
	A 可能(場所にはよっては付け替え)。費用は、Park-PFI事業を用いれば国の交付金を一部活用することが可能。
⑪	Q 敷地内の樹木の伐採伐根は可能か。可能な場合、費用負担はどのようになるか。
	A 可能。費用負担は収益施設を含めた公募対象公園施設は事業者、その周辺の特定期間施設はPark-PFI事業を用いれば国の交付金を一部活用することが可能。
⑫	Q 駐車場を共同利用とする場合、有料駐車場とする必要はあるか。
	A 有料とする必要がある。
⑬	Q 多目的広場の一部をなくすことは可能か。
	A 可能。

洞峰公園における民間活力導入に係るマーケットサウンディング調査 質疑応答

番号	質疑内容
⑭	<p>Q 最大20年契約とあるが、具体的にはどの時点から20年か。建物を新設する場合、新築工事期間中や解体工事期間中を20年の期間とは別に考えることはできないか。</p> <p>A 原則として、公募設置等計画の認定からの20年が有効期間。</p>
⑮	<p>Q 土地使用料を算定するにあたり、具体的にどの部分に対して使用料が発生するか。</p> <p>A 公募対象公園施設(収益施設等)には都市公園法第5条の2第2項に定める公園施設の設置等に係る使用料が発生する。</p>
⑯	<p>Q 敷地内の上下水道・ガス・電気配管設備はどのように敷設されているか。公園全体の設備図面を開示してもらいたい。</p> <p>A 別添⑯のとおり公表する。ガスはプロパンのため敷設されていない。</p>
⑰	<p>Q 沼の葦を含め、全体で伐採可能な植栽、不可能な植栽はあるか。</p> <p>A 基本的には伐採可能。</p>
⑱	<p>Q 提案する事業の一時的な制限や、協賛が必要な定例イベントはあるか。</p> <p>A 都市緑化祭は県、それ以外は現指定管理者の自主事業でイベントを実施しているが、制限や協賛を求めるイベントはない。</p>
⑲	<p>Q 事業方式について、本サウンディング調査の結果、Park-PFIとは異なる事業方式の提案があり、いずれかの事業方式が採用された場合、公募の際にはその条件に基づく提案しか受けつけないとの理解でよろしいか。</p> <p>A ご質問のとおり。</p>
⑳	<p>Q 対象エリアについて、公園全域を対象として自由に提案ができるとのことだが、Park-PFIの場合、公園の一部区域を対象とすることが一般的であると考えが、公園全域を対象としたPark-PFIの提案も想定されていますでしょうか。</p> <p>A ご質問のとおり。</p>
㉑	<p>Q 事業方式について、公園全体を対象としたPMO型の指定管理者制度の提案も可能か。すなわち、通常の指定管理業務である施設の維持管理に加え、施設整備(ハード事業)からイベント企画・立案(ソフト事業)に至るまで公園全体の経営を行うイメージ。</p> <p>A 可能。</p>
㉒	<p>Q 公園の一部区域を対象としたPark-PFIの場合、その他区域は別途指定管理制度による管理が想定され、その場合、洞峰公園内に2事業者が混在することになるかと思料するが、その利害調整等は県が行うとの理解でよろしいか。</p> <p>A 利害調整はしない。</p>
㉓	<p>Q 収益性の低い既存施設は管理対象からは除外し、収益性の高い施設のみ、管理対象とする提案も可能か。</p> <p>A 公園全体の収支バランスを見て区域を検討することになるが、提案は自由にしてもらいたい。</p>
㉔	<p>Q 既存施設を撤去し、新規施設を整備することも認められていると思うが、既存施設の愛好者などからの苦情等は、すべて県の責として対応するとの理解でよろしいか。</p> <p>A 既存施設の撤去又は転換、新規施設の導入等に関する苦情は県で受けるが、新規施設の管理運営に関する苦情は事業者が対応することになる。</p>

洞峰公園における民間活力導入に係るマーケットサウンディング調査 質疑応答

番号	質疑内容	
②5	Q	県が考える現状の洞峰公園における課題や、将来的に目指したい、何らかのインセンティブの付与が行われるとの理解でよろしいか。
	A	公園利用者からは、洞峰公園に限らず飲食機能や売店等の便益施設といったサービス面の強化が求められているが、公園の魅力向上につながる施設であれば自由な提案を求めたい。
②6	Q	本サウンディング調査の結果、アイデアを採用された応募者には、本公募の際なんらかのインセンティブの付与が行われるとの理解でよろしいか。
	A	インセンティブの付与はない。
②7	Q	2021年度内に、事業者特定、契約、工事を想定されているが、公募時期、提案提出時期、事業者特定時期の想定があればおしえてもらいたい。
	A	現時点では未定。